

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

富津市長 高橋 恭市

市町村名 (市町村コード)	富津市 (12226)
地域名 (地域内農業集落名)	吉野2地区 (中・八田沼・近藤・絹・上)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農地はほ場整備事業で整備されたほ場で、主な品目は、水稻と里芋である。
農業生産においては、少数の農家が多く農家から農地を請け負い耕作している状況であるが、今後高齢化による担い手不足や有害獣による農作物被害が増大してくことから、更なる生産条件の改善等の整備を図り、貴重な資源である農地を次世代につなぐ取組が求められている。

具体的な課題は

- ①農作物被害の防止と、生活環境を守るため、有害獣(イノシシ、シカ、サル)による獣害対策に取り組む必要がある。
- ②多面的機能支払交付金等を活用し、地域全体で農村環境の維持・管理に努める。

(2) 地域における農業の将来の在り方

経営規模については、現状維持、離農を志向する経営体が主で、少数ではあるが規模拡大を志向する経営体も存在する。このことから規模拡大を志向する経営体への集積を図り、多面的機能支払交付金等を活用し、保全に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	143.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	143.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
相対での耕作農地については、基盤強化促進法や農地法に基づき、担い手に集積を図り、集積の進捗状況を踏まえ、集約化を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業経営の安定と農村環境保全のため、担い手への集積・集約化を目指し、原則として機構に貸し付ける。担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、市が地域計画に基づき、関係機関と連携し、担い手へ集積・集約を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備については昭和46年～昭和48年で整備したため、今後は関係機関と話し合いを進めながら必要な事業を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現状の経営体だけでは、地域内農地の全てを耕作することが困難であることから、地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手を育成していくため、市・農業事務所・土地改良区・JA等と連携し相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①獣害対策

有害獣(イノシシ、シカ、サル)などによる農作物被害対策としての防護柵、箱罠の設置を行い、定期的な巡回等により維持管理の徹底を図るなど、地域ぐるみで被害防止体制の強化を図る。

また、有害獣への被害対策等に関する講演会に地域全体で積極的に参加し、活用する。

⑦保全・管理

多面的機能支払交付金事業等を活用し、地域全体で農村環境の維持・管理に努める。